

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 43 号の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 6 月 1 日から瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止。
- (2) 令和 4 年度は、上記③について、令和 4 年 6 月 25 日から 6 月 30 日及び令和 4 年 7 月 16 日～8 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。令和 4 年 9 月以降、大型魚の採捕は行われていたが、採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれが生じたことから、令和 5 年 2 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 5 年 4 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示第 43 号の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から 5 日以内に水産庁に報告（現行は 10 日以内）。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9月～12 月	R6年 1～3月
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※

※概ね 40 トンから全海区における令和5年4月1日から12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分（2.6トン）を差し引いた数量

- ・全海区における令和5年4月1日からの採捕数量の累計が概ね 37.4 トンを超えるおそれがある場合：令和6年3月31日まで採捕を禁止する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

（３）指示の有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。